

周南市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市入札監視委員会設置規則（平成24年周南市規則第16号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、周南市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定例会議への報告)

第2条 規則第5条第3項の会議（以下「定例会議」という。）は、原則として11月及び5月に開催するものとし、それぞれの報告の対象期間は次のとおりとする。

開催月	報告の対象期間
11月	開催月の属する年度の前年度の下半期（10月から3月まで）
5月	開催月の属する年度の前年度の上半期（4月から9月まで）

2 定例会議には、前項の対象期間に応じ、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第41条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる金額を超える契約についての発注工事等総括表（第1号様式）、契約方法別発注工事等一覧表（第2号様式）、その他必要と認められる入札及び契約手続に関する運用状況資料を提出するものとする。ただし、「負担金、補助及び交付金」及び「補償、補填及び賠償金」の支出費目により契約するものは除く。

3 前項の契約方法別発注工事等一覧表は、次に掲げる契約方法別に整理し、発注種別ごとに作成するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約（プロポーザル方式を除く）
- (4) 随意契約（プロポーザル方式）

(事案の抽出)

第3条 定例会議において審議する事案の抽出は、前条第2項の契約方法別発注工事等一覧表の中から、契約方法別に、次の方法により委員が抽出する。

- (1) 抽出を行う委員は、委員長を除く委員の50音順の輪番制とする。
- (2) 抽出は、委員会開催の2週間前までに行うものとする。
- (3) 次条の説明の前に、抽出を行った委員は、抽出理由を説明するものとする。

(抽出事案の説明)

第4条 前条で抽出された事案について、契約方法が入札であるものについては、抽出事案説明書（第3号の1様式、第3号の2様式、第3号の3様式及び第3号の4様式）を基に、入札執行担当課が入札参加資格条件の設定理由、指名業者選定理由等を説明し、随意契約であるものについては、抽出事案説明書（第3号の5様式）を基に、契約担当課が随意契約とした理由等を説明するものとする。

2 事務手続き及び審議の効率化の観点から、抽出事案の説明は必要最小限の資料により行うものとする。

(抽出事案の審議)

第 5 条 委員会が行う抽出事案に関する審議は、入札参加資格設定、指名選定及び契約方法が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

(関係職員の出席)

第 6 条 委員会は、審議または建議に必要があると認められるときは、審議事案に関する職員の出席を求め、聴取し、又はこれらの者に対し関係資料の提出を求めることができる。

(議事作成及び公表)

第 7 条 規則第 5 条第 6 項に規定する委員会の議事概要の公表は、周南市附属機関等の会議の公開に関する規程（平成 16 年周南市規程第 10 号）により行い、議事概要書（第 4 号様式）とあわせて公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。